

「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」の一部改正について

平成23年7月19日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p>指数先物取引(配当指数先物取引を除く。)は、各金融商品取引所が定める月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)に終了する取引日(各金融商品取引所が定めるところにより、日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。)を取引最終日とする取引(以下「限月取引」といいます。)に区分して行います。</p> <p>また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から(配当指数先物取引にあっては、各限月取引の取引最終日の属する年の1月4日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。))新しい限月取引が開始されます。</p> <p>(3) 日中取引終了後の取引</p> <p>指数先物取引では、各金融商品取引所が定めるところにより、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行なった取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日中取引分と併せて(取引日)ごとに行います。</p>	<p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p>指数先物取引(配当指数先物取引を除く。)は、各金融商品取引所が定める月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)に終了する取引日(<u>イブニング・セッション</u>の開始時から翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。)を取引最終日とする取引(以下「限月取引」といいます。)に区分して行います。</p> <p>また、直近の限月取引の取引最終日の翌日から(配当指数先物取引にあっては、各限月取引の取引最終日の属する年の1月4日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。))新しい限月取引が開始されます。</p> <p>(3) イブニング・セッション</p> <p>指数先物取引では、<u>イブニング・セッション</u>が設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。イブニング・セッション中に行なった取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、<u>翌日の日中取引分</u>と併せて取引日ごとに行います。</p>
<p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p> <p>(3) 日中取引終了後の取引</p>	<p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p> <p>(3) イブニング・セッション</p>

新	旧
<p>指数オプション取引では、<u>各金融商品取引所が定めるところにより、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。</u>当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの<u>翌日中取引分</u>と併せて<u>(取引日)</u>ごとに行います。</p>	<p>指数オプション取引では、<u>イブニング・セッション</u>が設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。イブニング・セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、<u>翌日の日中取引分</u>と併せて取引日ごとに行います。</p>

以上